

補助の対象となる費用について

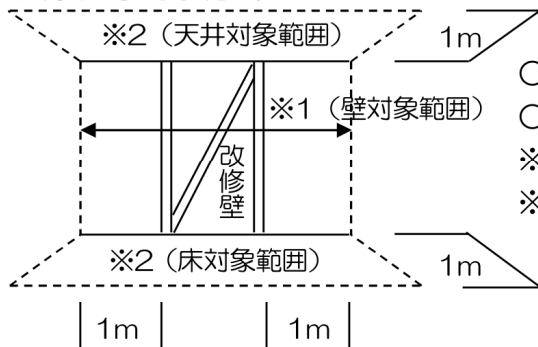
■総合支援のうち「耐震補強設計」の対象となる費用は、以下のとおりです。

- 1 建物の補強箇所の選定を目的とした調査に要する費用。(耐震診断の費用を除く。)
- 2 耐震補強設計の業務に要する費用
- 3 耐震改修時の設計監理等に要する費用
- 4 上記費用に関する諸経費

■総合支援のうち「耐震改修」の補助対象となる費用は、以下のとおりです。

- 1 補強工事費用
 - ・木工事 : 筋交い、合板、金物等の新設
 - ・基礎補強工事 : 既存基礎の増打補強、基礎のひび割れ補修、玉石基礎足固め
 - ・屋根改修工事 : 軽量化を目的とした葺き替え
 - ・減築工事 : 耐震性能の向上を目的とした減築
- 2 付帯工事費用
 - ・仮設工事 : 補強工事を行うために最低限必要な範囲の仮設
 - ・内外装工事 : 内外装復旧は原則、現況仕上同程度とし工事対象範囲は下図とする
 - ・建具工事 : 建具復旧は原則、現況の再利用とする。ただし、補強工事が原因で取替えを要する場合のみ、同程度仕様の新設費とすることができる
 - ・設備復旧工事 : 設備機器は原則、現況の再利用とする。その他補強工事に伴う配管や配線の切り回し、改修に伴う設備機器（便器、浴槽、空調機等）の取り外し、再取り付け
 - ・解体工事 : 補強工事に伴う解体、廃棄物処理
- 3 その他費用
 - ・現場管理等 : 補強工事に伴う現場管理※設計監理費用は、「耐震補強設計」で計上してください。
上記費用に関する諸経費

(内外装工事対象範囲)



- 外壁・内壁の木工事対象範囲は「※1」とする。
- 天井・床の復旧工事対象範囲は「※2」とする。
- ※1 : 耐震改修する壁幅に両側最大1mを加えた範囲
- ※2 : 耐震改修する壁面から最大1mの範囲

建物の維持修繕(リフォーム)などの費用は補助の対象外となります。
見積書は補助の対象となる費用のみで作成してください。